

**データ伝送処理サービスご利用規定**  
(パソコンサービス・パソコンサービス Web・NCB データ伝送サービス (AnserDATAPORT))

**第1条【サービスの定義】**

「パソコンサービス・パソコンサービス Web・NCB データ伝送サービス (AnserDATAPORT)」(以下「本サービス」という)は、電話回線・インターネット回線等の通信回線を使って企業またはその他の事業者(以下「契約者」という)が占有するパソコン、ホストコンピュータ(以下「パソコン等」という)を株式会社西日本シティ銀行(以下「当行」という)のコンピュータに直接、またはVALUXセンタ等、外部のセンター(以下「外部センター」という)経由で間接的につなぎ、データ伝送による方法を利用して処理依頼明細データ(以下「依頼明細」という)を当行に伝送し、処理結果明細および入出金取引明細等データ(以下「通知明細」という)等を当行から受信するサービスをいいます。なお、契約者が当行と締結する本サービスの提供を受けるための契約を「本契約」といいます。

**第2条【サービスの種類】**

本サービスによる受託業務には、一括伝送サービスと全銀入出金明細サービスの2種類があり、その内容は次のとおりです。

- (1) 一括伝送サービス契約者が占有するパソコン等から当行のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に送信してデータ伝送により処理を依頼するサービスをいい、依頼明細の種類は次のとおりとします。
  - ①総合振込
  - ②給与(賞与)振込
  - ③住民税(地方税)納付
  - ④預金口座振替請求および預金口座振替結果明細
  - ⑤その他当行が取り扱いを認めた依頼
- (2) 全銀入出金明細サービス契約者が占有するパソコン等から当行のコンピュータに直接または外部センター経由で間接的に接続してデータ伝送により通知明細を受け取るサービスをいい、通知明細の種類は次のとおりとします。
  - ①入出金明細
  - ②振込入金明細
  - ③預金残高第

**第3条【サービスの利用開始・変更方法】**

契約者が本サービスを利用開始または変更する場合は、第2条に定めるそれぞれのサービスにつき利用申し込みまたは変更に必要な当行所定の書類等(以下「利用申込書等」という)に必要な事項を記入、記名のうえ、所定の届出印を押印して当行に提出してください。

**第4条【契約の解約】**

- (1) 当事者の都合による解約本契約は、契約者または当行(契約者と当行を合わせて以下「当事者」という)の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面(以下「解約届」という)によることとします。
- (2) 書面による通知前項の通知を当行が書面により行う場合において、当行が当該通知を契約者届け出の住所あてに発信した場合、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 即時解約契約者に次の各号の事由が一つでも生じたことを当行が知ったときは、当行は契約者になら通知を発信することなく即時に本契約を解約できます。
  - ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始・会社更生手続開始、もしくは特別清算開始、その他これらに類する法的整理手続の開始の申立があったとき
  - ②手形交換所又はでんさいネットの取引停止処分を受けたとき
  - ③住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
  - ④当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
  - ⑤1年以上の期間にわたり本サービスの利用がないとき
  - ⑥解散、その他営業活動を休止したとき
  - ⑦本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき
  - ⑧当行への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
  - ⑨本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反したとき
  - ⑩その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

**第5条【サービスの一時中止または解約】**

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止または本契約を解約することがあります。

**第6条【手数料】**

本サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本料金、振込手数料、地方税納入手数料、口座振替手数料(いずれも消費税相当額を含む)が必要です。本サービスの利用手数料および各種手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

[https://www.ncbank.co.jp/hojin/pc\\_service\\_web/](https://www.ncbank.co.jp/hojin/pc_service_web/)

なお、当行は利用手数料および各種手数料を契約者に通知することなく改定する場合があります。

**第7条【手数料の支払方法】**

手数料は当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで、決済口座から自動的に引落します。

#### 第8条【データ伝送接続条件】

本サービスに関するハードウェア、ソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当行所定のとおりとします。

#### 第9条【データの仕様】

依頼明細および通知明細の仕様は、全国銀行協会連合会における取り決めに準拠して当行所定のとおりとします。

#### 第10条【データ伝送相手先の確認】

- (1) 当行は、契約者からのデータ伝送により受信した制御電文内に表示された暗証番号およびサービス別暗証（ファイルアクセスキー）（以下「パスワード」という）と、利用申込書等に記載されたパスワードとの一致を確認のうえ受託業務を行います。
- (2) 当行がパスワードの一致を確認のうえ受託業務を行った場合は、パスワードの盗用その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。
- (3) 届出のパスワードは、契約者の責任において厳正に管理するものとし、第三者へ知られないように管理してください。

#### 第11条【利用可能日・利用可能時間】

本サービスの利用可能日〔依頼明細を伝送する日および振込（取組・振替・納付・送金）指定日（以下「処理指定日」という）〕、利用可能時間は、いずれも当行ホームページ等に記載のとおりとします。また、処理指定日は契約者が依頼明細を当行に伝送する際、指定することとします。

#### 第12条【依頼明細のデータ受付時限】

- (1) 当行が契約者から受け付ける依頼明細の種類は、利用申込書等に記載のとおりとし、契約者は当行所定の時刻までにデータ伝送を完了させることとします。
- (2) 依頼明細の受付開始日は、当行所定の日からとします。

#### 第13条【連絡先部署・担当者の届け出】

受託業務を円滑に遂行するため、契約者は連絡先部署および担当者等を利用申込書等に記載し届け出ることとします。

#### 第14条【取りまとめ店】

契約者は、当行の国内営業店の中から次のすべての業務を担う営業店（以下「取りまとめ店」という）を指定し、本規定第3条の定めに基づき契約者が当行に提出する利用申込書等により事前に届け出ることとします。取りまとめ店は、特に当行が認めた場合を除き、1契約者につき1か店とします。

- ①依頼明細の発信営業店となる。
- ②振込資金、預金口座振替資金の決済を行う。
- ③本サービスにかかる各種手数料の決済を行う。
- ④利用申込書等および解約届等の本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。
- ⑤その他本サービスに関して契約者と当行の窓口となる。

#### 第15条【機密の保持】

当事者は、本契約に伴って知り得た相手方の情報については、本規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。

#### 第16条【免責】

- (1) 当行は、本サービスの取り扱いにおいて、天災・事変・内乱・騒乱等の不可抗力、及び当行の責によらない通信機器・回線・パソコン等の障害、並びに、金融 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これによって契約者に生じた損害についてはその賠償責任を負いません。
- (2) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピュータ等の障害、その他事情により、当行の指定する場所で第2条に定める依頼明細の合計件数・金額等の通知を受信することが不能となった場合、当行は依頼人からの通知内容の確認を行わず、所定の方法（データ伝送）により送信された依頼内容に基づき、振込・納入・振替等の手続を行います。

#### 第17条【届出事項の変更】

契約者は、「パスワード」「暗証番号」「指定口座」等のデータ伝送利用申込書に記載された事項、または「住所」「会社名」「電話番号」等の当行あての届出事項に変更があった場合は、ただちに当行所定の書面により届け出ることとします。この届出前に生じた契約者の損害について、当行は賠償責任を負いません。

#### 第18条【本規定等の効力】

本規定等に基づく本サービスの利用申し込み以前に、本サービスの利用に関して契約者が当行と締結または提出した契約者または覚書、利用申込書等があり、その内容が本規定等の各条項に抵触する場合は、本規定等の承認をもって変更されたものとみなします。

#### 第19条【本規定等の変更】

本規定等に変更の必要がある場合は次により取り扱います。

- (1) 当行は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容を変更することができます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「データ伝送処理サービスご利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」という）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定が適用されますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。

#### 第20条【禁止行為】

- (1) 契約者は、本契約に関する一切の権利義務に関して、当行の承諾なく第三者に譲渡することはできません。

- (2) 契約者は、本契約において公序良俗に反する行為、犯罪行為に結びつく行為、他の契約者や第三者の権利を侵害または不利益を与えるような行為、その他当行が不適当・不適切と判断する行為をしてはいけません。

**第21条【契約期間】**

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

**第22条【合意管轄】**

本契約に関する訴訟については、当行本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所もしくは東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

**第23条【協議事項等】**

- (1) 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ、決定することとします。
- (2) 本契約に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。

以上  
(2020年9月1日現在)